懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　安達　浩之
　登録番号　39546
　事 務 所　東京都中央区銀座８－２－12－301　東京華僑会館
　安達法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成28年12月19日

平成28年12月20日　　日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定の公告

岡山弁護士会が同会所属弁護士菊池捷男会員（登録番号12015）に対してなした懲戒処分（戒告・平成25年３月11日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成26年８月29日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成27年10月８日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成28年12月15日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成29年１月11日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年１月11日　　熊本県教育委員会

1　失効した免許状
　氏名　上野　　大　本籍地　熊本県
　生年月日　昭和47年10月20日
　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
⑴　小学校教諭一種免許状
　平六小一第二四〇号
　平成７年３月31日　熊本県教育委員会
2　失効年月日　平成28年12月２日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳位の男性、身長175㎝、体格やせ型、上衣紺色半袖シャツ、下衣紺色ジーパン、黒白キャップ、黒色スニーカーを着用

上記の者は、平成28年７月27日午前５時55分頃、八千代総合運動公園近くの遊歩道で、樹木の枝に電気コードを巻き付けて首を吊り死亡しているところをジョギングしていた市民が発見しました。検死の結果、死因は首吊りによる縊死。死亡日時は平成28年７月27日午前４時00分頃と推定されます。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、お心当たりの方は当市生活支援課まで申し出てください。

平成29年１月11日

千葉県　　八千代市長　秋葉　就一

行旅死亡人

本籍・氏名不詳、年齢不詳（推定70～80歳位）の男性、着衣はジャンパー、長袖ポロシャツ、ズボン、スニーカー、眼鏡

上記の者は、平成27年12月８日午後２時頃、大阪府阪南市山中渓119番地の８わんぱく王国の先、約230m山中で白骨遺体で発見されました。死亡日時は、平成26年12月頃と推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は本市火葬場にて保管しております。お心当たりの方は、阪南市市民部生活環境課までお申し出ください。

平成29年１月11日

大阪府　　阪南市長　水野　謙二

無縁墳墓等改葬公告

松戸市営白井聖地公園の適正な維持管理のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

平成29年１月11日　　松　戸　市

1．墳墓等所在地　千葉県白井市平塚759番地
1．墳墓等の名称　松戸市営白井聖地公園
1．死亡者の本籍及び氏名
⑴　東京都江東区亀戸９丁目137番地
　浦崎　東子
⑵　東京都江東区亀戸９丁目137番地
　浦崎　良光
1．改葬を行おうとする者　千葉県松戸市根本387番地５　松戸市長　本郷谷健次

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

奈良県奈良西警察署
司法警察員警視　西本　栄作

平成28年第400号詐欺被疑事件第47－２号から第47－15号まで及び第48号　１．段ボール箱（信州りんご等記載のもの）１箱。２．紙片（在中品、大谷勇貴（友規）、藤川愛毅､株式会社クレッシェンドコーポレーション宛ての各種請求書類、大学ノート等）１束。３．ドコモＵＩＭカード型紙２枚。４．ソフトバンクＵＳＩＭカード型紙２枚。５．ＵＳＩＭカード入れ１枚。６．領収書（東海旅客鉄道株式会社発行）１枚。７．箱（ＷＩＬＬＣＯＭプリトーク等と記載）１個。８.説明書(かんたんマニュアル等と記載）４冊。９．タバコ巻紙（ＲＡＷ等と記載のもの）１個。10．箱（ＳＮＯＯＰ　ＤＯＧＧ等と記載）１個。11．法務局印鑑カード１枚。12．紙片（起訴内容等と記載）６枚。13．メモ帳１冊。14．新聞紙（平成28年４月16日分）１枚。15．コードレスキー（黒色、プラスチック製、トヨタベルファイヤのもの）

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、指宿市に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成29年１月11日

指宿市長　豊留　悦男

記

農事組合法人指宿園芸生産出荷組合
　鹿児島県指宿市西方449番地３
農事組合法人指宿肉牛生産組合
　鹿児島県指宿市十二町548番地４

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日
　岩手県盛岡市下ノ橋町一番三〇号
　有限会社新日本フードサービス
　代表清算人　北田　武夫

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日
　宮城県仙台市青葉区桜ケ丘四丁目二〇番一号
　株式会社ウィステリア
　代表清算人　筒井早智子

解散公告

当社は、平成二十八年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十一日
　宮城県栗原市若柳字川北並柳六番地の三
　若柳交通商事有限会社
　清算人　鈴木　克明